

自主防災組織結成の手引き

ー 地域コミュニティと安心・安全なまちづくり



山形県最上町

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方の太平洋側を中心に未曾有の大災害をもたらしました。隣県の被災状況を目の当たりにして、いつ起きるかわからない災害の恐ろしさを再認識したところです。

比較的災害が少ないといわれる山形県でも、近年、地震以外に台風や豪雨・豪雪などで多くの尊い命や貴重な財産が失われています。

県や市町村をはじめとする各防災機関は、災害に備えてさまざまな対策を実施していますが、実際、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、その被害を最小限に食い止めるには、地域の皆さんによる防災活動が不可欠です。

「自主防災組織」は、そのような地域の活動を効果的に行うための組織です。今、「自主防災組織」の活動へ積極的な取り組みが求められています。

目 次

1 自主防災組織とは？	1	資料編	8
2 自主防災組織はなぜ必要か？	1	(1) 自主防災組織の整備状況	8
3 組織づくりの方法	2	(2) 災害対策基本法	9
(1) 自主防災組織の要件	2	(3) 自主防災組織規約(例)	9
(2) 適正な組織の規模	2	(4) 自主防災会役員名簿(例)	11
(3) 具体的な結成の手順	2	(5) 自主防災組織結成届	12
4 組織の主な活動内容	6	(6) 自主防災会防災計画書(例)	12
(1) 平常時の活動	6	(7) 自主防災組織への助成制度	17
(2) 災害時の活動	7		
(3) 防災計画の作成	7		

1. 自主防災組織とは？

- 自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための防災活動を行う組織のことを言います。
- 具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行います。



コラム

貴方の命を守るのは、自助：共助：公助＝7：2：1という意識が必要です。

自助： 災害発生直後において「自分の命は自分で守る」ことが重要です。

防災対策は災害直後の対応が重要となります。平常時には自分自身がどう備え、自らの力によって被害最小化に向けた適切な行動をとらなければなりません。

共助： 公的な救援が十分できない時であっても、同じ現場にいる近隣地域の救援は大いに期待されます。自らの安全を確保して、被災直後の近隣住民の救出・支援は災害弱者のケア等において防災の地域力となります。

公助： 公的な支援の機能「消防・警察・自衛隊等の救助の力」は災害の規模が大きいほど制限されます。情報が不足したり、交通渋滞に巻き込まれて到達できない、などといった状況に陥りやすいからです。

2. 自主防災組織はなぜ必要か？

- 大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。このような時、住民が一致協力し、地域ぐるみで取り組むことで有効な対策をとることができます。ここに自主防災組織の必要性があります。
- 阪神・淡路大震災では、救出された人たちの約6割が、家族や近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されています。



3. 組織づくりの方法

(1) 自主防災組織というための要件

- 自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。
- 町役場や消防署に、許可申請などの手続きを行う必要はありません。しかし、防災活動を行うには、町や消防機関との連携が必要なため、役場や消防署に組織の結成を知らせておくことは必要です。



(2) 適正な組織の規模

- 自主防災組織は、地理的条件、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。
- そのため、自主防災組織の多くは、町内会や自治会、小学校区ごとに結成されています。



(3) 適正な組織の規模

- 自主防災組織を結成する方法としては、大きく次の2つの方法があります。

1

町内会や自治会など
既存の組織を
活用して結成する方法

2

既存の組織と関係なく、
新たにメンバーを
集めて結成する方法

【役場へ積極的に相談を】

自主防災組織を結成しようと意欲を持ったとしても、具体的にどうしていいかわからないという声がよく聞かれます。このような時は、役場総務課危機管理室に相談してください。

▼ 町内会や自治会を活用して結成する方法を例として、結成の具体的な手順を紹介します。

START

自主防災組織の結成について、町内会や自治会に提案する。



結成準備を行う担当者を決める。

(防災活動の経験がある人を選ぶのが望ましい)

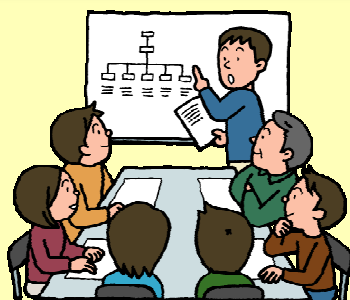


自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 組織の形の決定 | ④ 規約案の作成 |
| ② 組織の編成案の作成 | ⑤ 活動計画案の作成 |
| ③ 役員の人員 | ⑥ 収支見込み |



役員会でよく話し合い、よりよい案に修正する。



役員会で案の了承を得る。



町内会や自治会の総会で討議、可決する。



自主防災組織の結成

▼ 前ページの基本的事項について個別に説明します。

① 組織のかたちの決定

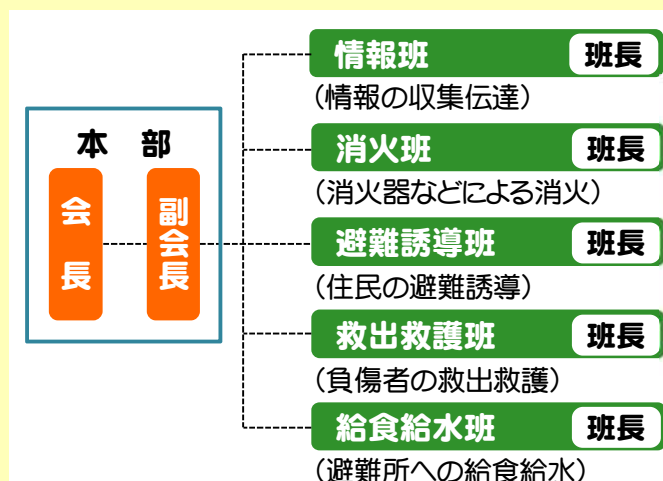
- 町内会や自治会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。
- どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち(町内会を例として)】

型	説 明	役 員 構 成
重 複 型	町内会の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	町内会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	町内会の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする形	町内会役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
別組織型	町内会が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

② 組織の構成案の作成

- 自主防災組織の一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。



- この他、地域の実情に応じ、水防班、巡視班などの設置も考えられます。

③ 役員の人選

- 組織のかたちや構成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員、特に班長には防災活動の経験がある人が望ましく、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。

④ 規約案の作成

- 自主防災組織が組織として活動するには、規約を定める必要があります。
- 規約を定める方法としては、次の2つの方法が考えられます。

1

新たに自主防災組織の
規約を定める方法
(9ページの資料を参照)

2

町内会や自治会などの
規約を改正して
対応する方法

- 規約は、最低限、次の項目について定めるようにします。

規約に
盛り込む
べき項目

組織の
名称、目的

事業

役員の
選任方法
任期

会議
(総会、役
員会)

会 員

経費に関
すること

⑤ 活動計画案の作成

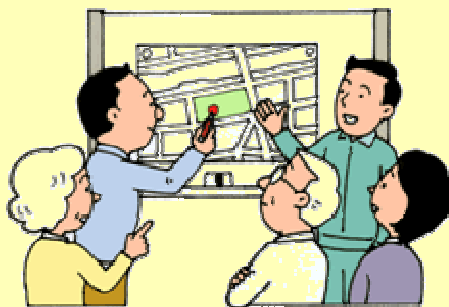
- 年間活動計画の案をたてます。防災活動は多岐にわたりますので、できることから少しずつ取り組みましょう。
- 町内会や自治会の行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うのも、取り組みやすさ、予算の面から有効な方法です。

【活動計画の作成例】

- ① 行事予定
5月〇日 役員会、総会
6月〇日 防災訓練
8月〇日 最上町防災訓練参加
12月〇日 防災講演会の実施
- ② その他の活動
自主防災チラシの発行

⑥ 収支見込み

- 自主防災組織の活動に要する経費について、収支の見込みを出します。
- 方法を工夫することで、経費をかけずに活動することもできますので、収支見込をたてる際は、地域実情、活動内容をよく検討したうえでたてましょう。



4. 組織の主な活動内容

(1) 平常時の活動

項 目	具体的な活動内容	備 考
① 災害に備えるための活動	●防災資機材の整備 ●備蓄品の管理 	
② 災害による被害を防ぐための活動	●地域の危険個所の把握 ●地域の避難路、避難場所の把握 ●防災マップの作成 	防災機関でこれらの見本やチェックリストを作成しているところがありますので、確認してみましょう。
③ 災害時の活動の習得	●消火訓練 ●避難訓練 ●給食給水訓練 	特別な訓練を行わなくても、町内会運動会などの行事内容を工夫することで訓練を兼ねることができます。
④ 普及啓発活動・広報紙の発行	●広報紙の発行 ●防災講演会の開催 ●火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ 	町内会会報などに防災記事を掲載する方法もあります。

(2) 災害時の活動

項 目	具体的な活動内容
① 情報収集・伝達活動	●被害情報・救援情報の収集と伝達 ●防災機関との連絡
② 初期消火活動	●消火器などによる消火活動
③ 避難誘導活動	●住民を避難所へ誘導 ●住民の安否確認
④ 救出救護活動	●負傷者の救出救護 ●医療機関への連絡 ●介助が必要な人への手助け
⑤ 給食給水活動	●食糧、飲料水の調達と炊き出し ●救援物資の受領、分配



(3) 防災計画の作成

【 防 災 計 画 】

自主防災組織の活動が軌道に乗ってきたら、ぜひ防災計画をたてましょう。

防災計画に 盛込む事項

1

自主防災
組織の編成と
任務分担

2

防災知識の
普及事項、方法、
実施時期

3

防災訓練の
種別、実施計画
と時期、回数

4

情報の収集、
伝達方法

5

出火防止対策、
初期消火対策

6

救出救護活動、
医療機関への
連絡

7

避難誘導の指示、
方法と避難経路、
避難場所

8

食糧、飲料水の
確保、配給、
炊き出し

9

防災資機材の
調達計画、保管
場所、管理方法



資料編

1 自主防災組織の整備状況

○ 山形県の組織率（令和３年１２月３１日） ※組織率：世帯数／全世帯数により算出

市町村・地域	自主防災組織数	組 織 率
村山地区	1,337	90.7
新 庄 市	116	82.4
金 山 町	31	100.0
最 上 町	31	90.0
舟 形 町	34	97.6
真室川町	72	99.4
大 蔵 村	28	100.0
鮭 川 村	52	100.0
戸 沢 村	30	97.7
最上地区	394	89.7
置賜地区	688	84.8
庄内地区	1153	99.4
山形県 計	3,572	91.7

○ 最上町の組織数（令和３年１２月３１日）

番号	行政区名	規約の有無	備考
1	堺 田	有	
2	松 根	有	
3	笹 森	有	
4	赤 倉	有	赤倉町内会
5	一 芻	有	
6	万騎の原	有	
7	新 田	有	新田町内会
8	下小路	有	
9	立小路	有	
10	十日町	無	
11	向 町	有	向町町内会
12	黒 沢	有	
13	前森三	有	
14	前森一	有	
15	上満沢	有	
16	月 楯	有	

番号	行政区名	規約の有無	備考
17	豊 田	有	
18	沢 原	有	
19	東法田	有	
20	若 宮	有	
21	下白川	有	
22	法田中	有	
23	法田下	有	
24	志 茂	有	
25	清水町	有	
26	白川端	有	
27	大 堀	有	
28	横 川	無	
29	上鶺杉	無	
30	鶺 杉	有	
31	瀬 見	有	瀬見町内会

2 災害対策基本法（抜粋）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条 （省略）

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二 （省略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十八 （省略）

3 自主防災組織規約（例）

〇〇〇自主防災会規約

（名 称）

第1条 この会は、〇〇〇自主防災会（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇に置くものとする。

（目 的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に資するための災害危険の把握に関すること。

（3）地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 本会は、〇〇〇町内会内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 〇名
 - (3) 班 長 若干名
 - (4) 監査役 〇名
- 2 役員は、会長の推薦及び会員の互選とし、総会において選出する。
- 3 役員の任期は〇年とする。ただし、再任することかできる。

(役員の仕事)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 4 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総 会)

- 第9条 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 総会は、年1回開催する。ただし、特に必要ある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び変更に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

- 第10条 幹事会は、会長、副会長及び班長によって構成する。
- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
- (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(委 任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

4 自主防災会役員名簿 (例)

〇〇〇自主防災組織役員名簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在

職 名	氏 名	電 話 番 号	備 考
会 長			
副 会 長			
副 会 長			
総 務 班 長			
情 報 班 長			
消 火 班 長			
避 難 誘 導 班 長			
救 出 ・ 救 護 班 長			
要 援 護 者 支 援 班 長			
給 食 ・ 給 水 班 長			
会 計 監 査			
会 計 監 査			

※ この様式は、地域の実情にあった形式に変更して下さい。

5 自主防災組織結成届

自主防災組織結成届出書

年 月 日

最上町長 様

〇〇地区自主防災会

氏 名

⑩

自主防災組織を結成いたしましたので、下記のとおり届出いたします。

記

名 称	〇〇地区自主防災会
事務所所在地	最上町
会 長 氏 名	
会 長 住 所	〒 ー 最上町
電 話 番 号	ー ー
構 成 世 帯 数	世帯
結 成 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	自主防災会規約、役員名簿、区域地図

6 自主防災会防災計画書（例）

〇〇〇自主防災会防災計画書

1. 目 的

この防災計画は、〇〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

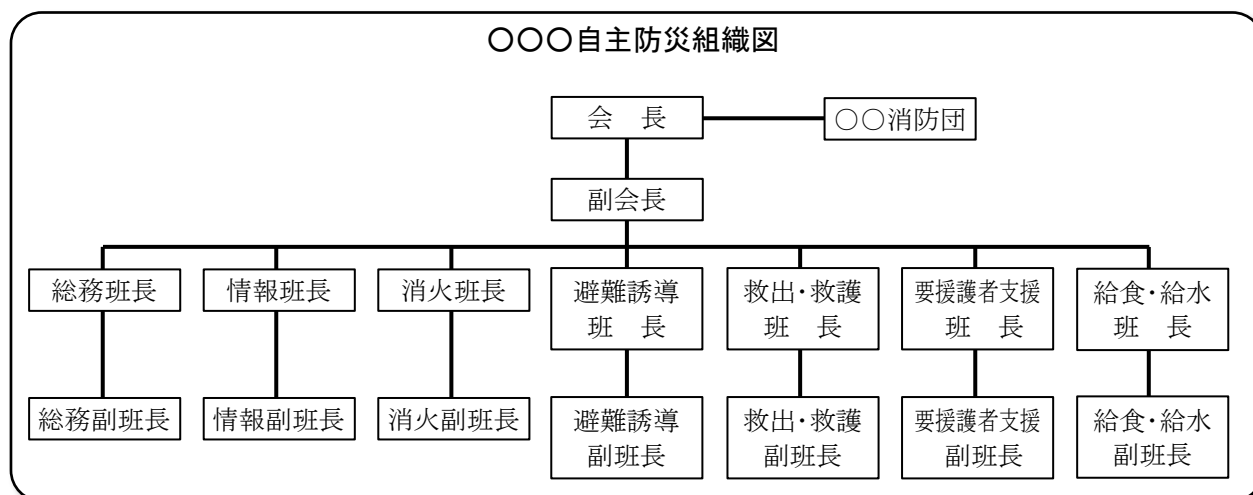
2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3. 防災組織の編成及び任務分担

地震発生時等の応急活動を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり防災組織を編成し、各班にあたっては下表に定める任務を分担する。



各 班 任 務 分 担 表

班 名	平常時の活動内容	災害時の活動内容
総 務 班	- 全体計画の立案と点検 - 連絡先の確認と名簿作成・管理	- 災害対策本部の設置及び運営 - 各班との連絡調整
情 報 班	- 防災意識の高揚のための啓発 - 防災に関する情報の収集、記録	- 被害状況、避難状況の把握 - 広報活動
消 火 班	- 初期消火のための訓練 - 消火器等の消火設備の点検、把握	- 初期消火活動 - 火災情報の本部及び関係機関連絡
避 難 誘 導 班	避難場所の確保と点検	- 避難の呼びかけ、誘導 - 避難所の設置及び管理
救 出 ・ 救 護 班	- 救護訓練 - 薬品等の救護用品の管理	負傷者の救護及び医療機関連携
要援護者支援班	災害時要援護者の把握	- 要援護者の避難及び支援活動 - 関係機関との連絡調整
給 食 ・ 給 水 班	物品の確保と保管状況の把握	食糧、飲料水の調達、配分

4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 自主防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識（初動体制含む）に関すること。
- ③ 地域周辺の環境に応ずる防災知識（危険物、危険箇所等）に関すること。
- ④ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑤ 家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報紙、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布、掲示
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5. 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ④ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

- ① 町地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編さん

6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行う。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行う。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行う。

(6) 訓練実施計画

訓練の実際に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として、春季及び秋季の火災予防運動期間中、防災の日及び町の総合防災訓練の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため及び適切な行政機関の応急措置を受けるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民及び町、消防機関、警察等の防災関係機関に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯無線機及び伝令等による。

8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具等の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物等の保管状況
- ③ 消火器等消火用資器材の整理状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することが出来るようにするため、次の消火用資機材を配置する。

- ① 大型消火器、可搬式（小型）動力ポンプの配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9. 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認められたときは、最上町病院又は防災機関の設置する応急救護所に連絡し搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認められたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10. 避難

災害により地域住民の人命に危険が生じ又は生じる恐れがあるときは次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

最上町長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を町防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

① ○○通り、ただし○○通りが通行不能の場合は△△通り

② 避難場所は、○○○○○（１次避難所）及び□□□□□（２次避難所）とする。

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、役場の要請により協力するものとする。

11. 給食・給水

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、町から配分された食糧、地域内の家庭又は米穀販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

班員は、町から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12. 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13. 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14. 防災資機材等

(1) 配備計画

目 的	防災資機材
① 情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯ラジオ、腕章、住宅地図、メモ帳、油性マジック(安否・被害状況等、情報収集提供用筆記用具) 等
② 初期消火用	可搬式ポンプ・散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ 等
③ 救出用	バール、梯子、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
④ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
⑤ 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用灯光器、標識版、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー
⑥ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用濾水装置 等
⑦ 訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、映写機等、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
⑧ その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

(2) 定期点検

毎年○月第○ ○曜日を全資機材の点検日とする。

7 自主防災組織への助成制度

※ 詳細については、役場総務課危機管理室にお問い合わせください。

○ コミュニティ助成事業【(財)自治総合センター：宝くじ受託事業収入が財源】

自主防災組織育成助成事業（消防防災資機材の整備）

- 助成対象者 町が認める自主防災組織
- 助 成 額 30万円～200万円
- 助成対象経費 自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。
ただし、建築物、消耗品は対象外。

の 助 参 成 考 資 例 機 材	情報連絡用：携帯用無線機、電池メガホン、腕章 等 消 火 用：可搬式動力ポンプ、ホース、防火衣、ヘルメット 等 救出救護用：エンジンカッター、テント、救急箱、担架等 給食給水用：給水タンク、炊飯装置等
-------------------------------	---

○ 最上町自主防災組織資機材等整備補助金

- 助成対象者 防災資機材等を整備し、防災訓練等を実施する自主防災組織に対し交付
- 助 成 対 象 経 費 下記に掲げる防災資機材等を10万円以上整備する経費（整備費）
- 助 成 額 1 自主防災組織につき年額20万円を限度額として交付。
- 補助金申請 補助金交付を受ける場合に必要書類
 - ① 補助金交付申請書、 ② 防災資機材等整備見積書
 - ③ 地区防災計画書及び編成表、 ④ その他必要と認める書類
- 補助金請求 補助金交付の請求は事業完了の日から1月以内に下記書類を提出
 - ① 補助金交付請求書、② 事業実績報告書
 - ③ 防災資機材等の整備に係る請求書及び領収書の写し
 - ④ 防災資機材等の写真、及び保管場所を明示した書類

【補助対象となる防災資機材等】

区 分	品 目
情報連絡用具	ハンドマイク、トランジスターラジオ
消 火 用 具	街頭用消火器、街頭設置用消火器格納箱、バケツ
救 護 用 具	テント、担架、救急医療セット
避 難 用 具	強力ライト、標旗、腕章、防水シート、発電機(投光器コードリール付き)
救 出 用 具	はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、金テコ、バール、つるはし、かけや、ジャッキ、鉄線カッター、ヘルメット、一輪車、リヤカー
給食給水用具	ポリタンク
資機材収納庫	資機材収納庫
そ の 他	その他認めたもの



最上町 総務課危機管理室

電話 0233-43-2111

平成 24 年 6 月 作 成
令和 4 年 2 月一部更新